

八王子市立第二中学校 令和7年度 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けた基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらには、生命や身体にまでも深刻な危機を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知りながら放置することなどがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人間関係をもつ他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報通信手段を通じて行われるものを含む）であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、「いじめが、どの学校、どの学年・学級にも起こり得る」という認識に立ち、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むこととする。なお、いじめの訴えやいじめが疑われるような事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努める。

2 いじめ防止に関する対策

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策やいじめの早期発見・早期対応を行うために「学校いじめ対策委員会」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、生活指導主任（コーディネーター）、各学年の生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他（必要に応じ関係機関）

〔活動内容〕

- いじめの未然防止・早期発見に関すること
- いじめ事案の対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する生徒理解を深めること
- いじめ防止等に関する年間活動計画を作成すること
- いじめ防止等の取組に関する達成目標を学校評価の項目に設定すること
- 学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて改定すること

〔開催〕

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止・早期発見に対する対策

① いじめの未然防止に向けた取組

- ア 年度当初に、生徒、保護者、地域、関係諸機関等へ「学校いじめ基本方針」の内容を説明する。
- イ 学校教育目標の1つである「思いやり」の具現化を図り、常に他者への思いやりをもち、弱い者いじめや相手が嫌がるふるまいをしないこと、いじめを見過ごさないことなどについて、全教育活動を通して組織的に取り組む。
- ウ 生徒の豊かな情操と道徳的な心情を養い、常に公正に判断して、その実践に努めようとする意欲や態度を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育とその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図る。
- エ 自分と他人の良さを公平な視点で認め、一人ひとりの違いを受容し、互いに尊重し合える人間関係を構築していく力を育むとともに、生徒の主体性に基づいた集団活動を通じた自己肯定感や自己有用感の育成や充実を感じられる学校生活づくりを目指す。
- オ 生徒が主体的にいじめ防止に向けた取組を進めていくことができるよう生徒会活動の活性化を図る。
- カ いじめへの理解を深め、その防止の重要性に対する意識を高める機会として、人権作文の取組や「ふれあい月間」の活動等を通して、生徒の意識啓発を図る。
- キ いじめ防止等に関わる授業（いじめを題材とした授業）、いじめ防止等に関する教職員研修を年3回（学期に1回）実施する。

② いじめの早期発見に対する取組

ア 毎週月曜日6校時に生徒・教員による二者面談を行う。

- ローターションにより学年教員全員と行う（生徒1人当たり、年間5回程度）。
- 多くの教員との面談を通して、相談できる大人づくり及びSOS発信の機会を意図的につくる。

イ いじめの早期発見に向けて、生徒に対する調査や相談を次のとおり定期的に実施する。

- 新1年生を対象とするスクールカウンセラーによる全員面接（5～7月）
- 生徒対象のいじめに関するアンケート調査（毎月1回）
- 保護者との連携による子ども見守りシートの活用（年度当初は全員提出）
- 学級担任等による生徒や保護者との面談による情報の収集

三者面談：年2回（7月、12月）その他は必要に応じて随時行う。

ウ 生徒及び保護者が、安心していじめに係る相談を行うことができるように、スクールカウンセラーによる相談活動を周知し充実を図る。

エ 生徒の変化を細やかに把握し、いじめに関する情報の迅速な共有化を図るために、各学年の代表による委員会（学校いじめ対策委員会）を校内に設置し、定期的に情報交換を行うことで、いじめの早期発見と早期対応、及び全校での組織的な対応を図る。

③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

現在、高度に発達した情報通信ネットワーク・サービス（SNS）等により、瞬時かつ広範囲に可能となった情報の流通性や発信者の匿名性など、インターネット等を媒体としたいじめの形態の変容に対する理解を深め、情報機器を用いて行われるいじめの未然防止及びその効果的な対処方法などを、生徒及び保護者が学習できるような啓発活動を行い、情報モラルの徹底を図る。

- SNS 東京ルール・生徒主体による学校ルールの作成と「SNS 家庭ルール」作成の要請
- 情報通信機能を利用したいじめ防止を図るセーフティ教室等の実施
- 情報通信機能を利用したいじめへの理解を図るPTA等への研修会の支援

（3） いじめの早期対応に対する対策

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ 「いじめの認知等報告書」等を活用し、八王子市教育委員会へ報告し、その対応について連携を図る。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関との連携（SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等）と連携し、問題の解決を図る。

エ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。

オ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒を一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

カ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署や児童相談所等と連携して対処する。

（3） 重大事案への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるいじめが発生した場合は、次のような対処を行う。

ア 重大事案が発生した旨を、八王子市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 必要に応じて、関係諸機関を含めた「学校サポートチーム」を招集する。